

# 第1回津雲台留守家庭児童育成室運營業務委託に係る保護者説明会 要旨

## 【開催日時】

令和5年12月3日（日） 午前10時00分～午前11時40分

## 【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

## 1 【運營業務委託の概要説明】

～ 説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～①基本編～」の視聴 ～  
〔補足説明〕

吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会の特別委員について、委託予定の留守家庭児童育成室の保護者2名以内としています。こちらは、各育成室から2名以内となりますので、今回で申し上げますと、4か所の委託候補育成室から各2名以内、合計で8名以内ということになります。

特別委員には、委託事業者の選定に加え、契約最終年度に行う附属機関による第三者評価にも携わっていただきます。選定と評価を同じ年度で行うわけではありませので、契約最終年度の第三者評価の際には改めて特別委員を委嘱することになります。特別委員の選定については、多くの場合、保護者会から御推薦いただいておりますが、中には評価のタイミングで保護者会が既に解散されている場合がありますので、その場合は、在籍児童の保護者の皆様に、市からお知らせし、特別委員を公募させていただきます。応募していただいた方が複数名おられる場合は抽選を行います。また、特別委員に就任していただいた方には、選定や評価の方法等について、直接お会いして資料を基に御説明させていただきます。

また、今後のスケジュールについてですが、今回の第1回保護者説明会では、民間委託の概要等について説明させていただきましたが、令和6年の1月から2月頃に予定している第2回保護者説明会では、事業者を公募するに当たっての募集要領、仕様書等について御説明させていただきます。

また、令和6年8月から9月頃に保護者懇談会として事業者を紹介させていただきますが、令和7年2月から3月頃には第2回保護者懇談会として、4月から勤務予定の指導員紹介や引継保育の実績報告をさせていただく予定です。

## 2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

### 3【質疑応答】

保護者：1点目、事前質問の5番でありましたが、前提として、津雲台育成室では、教室の広さの問題で待機児童が発生していると考えた時に、継続的に使用できる新たな教室の確保というのが必須の条件であると認識をしています。この点について、学校と協議中ということでしたが、どのような状況でしょうか。

2点目、事業者の公募について、今年と昨年に実際に公募されていると思いますが、その状況から、おそらく来年公募される事業者数がある程度想定できるとお伺いしたいです。

吹田市：1点目、教室の確保については学校と協議中としていますが、すぎのこ学級の現状を校長先生にお伝えさせていただいており、具体的にどこかというのはまだ調整中ですが、教室の確保はできるように話をしていますので、そこは御安心いただいていると考えています。

2点目、直近の事業者の応募状況については、Q&AのNo.19にお示ししています。令和4年度の選定で、吹二が6者、山二が4者、重複している事業者もありますので合計で7者。令和5年度の選定につきましては、千二が6者、江坂大池が9者、青山台が7者、こちらも重複がありますので合計で13者となり、一定事業者の応募というのはあると考えており、こういった状況も含めて、来年度4か所の公募を行うと判断したところです。

保護者：民間委託というと、税金を使わない、費用を抑えるための印象がありますが、実際はどうなのでしょう。別に民間委託を批判しているわけではないですが、具体的な金額などを教えていただけたら嬉しいです。

吹田市：民間委託になったからと言って、税金を使わないということにはなりません。留守家庭児童育成室の民間委託は業務委託となり、実施主体は市のままとなります。そこは変わらないので、御質問のような状況とはなりません。こういった形で事業を運営するかというと、事業者が直接指導員を雇用して、その報酬を市が払うのではなく、業務委託の委託料として事業者に対して支払いますので、税金を使っていくという形になります。委託料の金額としては、1教室当たり839万円となっています。事業者は指導員を確保する必要がありますが、1教室当たり2名、そのうち1名は放課後児童支援員資格保持者を配置する必要があります、その辺りも踏まえて算定した金額になっています。

保護者：1点目、保護者として大切に思っていることは、子供の安心安全が何よりだと考えています。民間に委託した場合に、直営の時と比べていじめやけがの件数に変化があれば教えていただきたいと思います。

2点目、小学校は老朽化が進んでいますが、民間に委託されましたら、設備等が新しくなったり綺麗になったりするのでしょうか。

吹田市：まず前提として、保育内容については、直営委託かかわらず、基本的には放

課後児童クラブ運営指針を基に運営することになりますので違いというものはありません。その上で1点目、いじめの件数について、委託、直営で大きな違いはありません。いじめ対応については、そもそもいじめというものが生じないように未然防止の策をとるようにしています。これは、委託も直営も同じようにしています。事案が生じた際には、早期対応に努め、学校のいじめ対応と同じように、職員が協力して対応に当たるようにしています。

けが対応についても、市で作成しているマニュアル等を事業者に配付し、全育成室の指導員が集まる会議の機会に、未然防止やけがが起こった際の対応について周知し、こちらから徹底するように注意喚起しています。

2点目、施設面について、場所は基本的にはそのままなので、委託になるからといって大きく変わるところはありませんが、畳の張替えなどの軽易な修繕は行いますし、育成室全体の維持補修は変わらず市で行いますので、予算に限りはありますが、直営委託にかかわらず、全体的に見て進めていきます。津雲台育成室ではトイレの改修も考えており、学校とも調整しながら改修していきたいと考えています。

保護者：けがの数も増えていないということによろしいですか。

吹田市：委託と直営で違いはありません。

保護者：民間に委託した場合に事業者が保護者に寄付金を募って、老朽化している設備や備品などを良いものに買い替えようとする可能性はありますか。それとも吹田市がすべてのお金を管理されるのでしょうか。

吹田市：直営委託にかかわらず市の施設なので、設備に関しては市の予算で整えていくべきと考えています。現状では、保育に関わる物品などを教材費として事業者が徴収することはありますが、建物自体の設備や備品について、保護者に負担していただくことは考えていません。

保護者：民間委託によって待機児童が解消されるという流れは理解しましたが、現在の指導員の先生方にはとてもお世話になっていて、子供も育成室がすごく大好きです。直営か委託かどちらかではなく、直営の職員と委託事業者が協力体制を構築するのは難しいのでしょうか。

吹田市：委託後の運営体制としては、委託事業者の指導員で対応することになります。民間委託の取組が、市全体36育成室を安定的に運営したい、待機児童を解消したいという目的で実施していますので、現在勤務している直営の指導員については、他の直営の育成室に異動していただくことで、直営の体制を整備していくことになります。

また、市全体で直営の指導員と委託事業者が人員を協力して運営することができないかという点ですが、まず、直営の指導員と委託事業者の職員が合同で運営することは、偽装請負という法の規定に触れ、事業者の職員に対しては直

接指示や命令ができないという点があります。また、業務の範囲を決めなければ、事業者もその分に見合った人員の確保もできません。育成室単位で運営をしていただくことで、確実に運営するためにはどれぐらいの職員を確保しなければならないのか、数年後先の見通しも立ちますので、育成室ごとに運営を委託することが適切と考えています。

保護者：指導員の確保について、直営は有資格者で運営されていると思いますが、委託事業者を公募する際に資格が必要なことは明記されるのでしょうか。Q&AのNo.25を見ると、担任2名のうち1名は有資格者と記載がありましたが、資格なしで児童と接する方もおられるのでしょうか。

吹田市：仕様書に有資格者の配置を明記しており、主任指導員については、有資格者かつ実務経験者、各クラス担任については、有資格者1人は配置するように記載しています。2名のうち1名は有資格者という点については、本市の条例でも定めている配置基準で、直営委託にかかわらず同じ基準となっています。そのため、直営でも補助員として有資格者ではない方がお子様と接する機会があります。それは直営であっても、委託事業者であっても変わりません。

保護者：1点目、令和7年度の児童数が推計で166名ということで、一つの保育園と同じぐらいの児童数になると思いますが、施設長のような責任者が配置されるのでしょうか。

2点目、推計では児童166人で4教室運営とのことですが、定員は何名で4教室運営となるのでしょうか。

3点目、教室の確保をされるということですが、令和6年度に前倒しして教室を確保し、津雲台育成室でキッズスクエアを実施しないということはどうでしょうか。

吹田市：1点目、責任者として主任指導員を1名配置すると規定しています。

2点目、教室数については、現在と同じ4教室であっても、面積の小さい教室が1室ありますので、例えば、その教室を違う教室と交換することで、定員を拡大したいという考えもあります。もし仮に交換できれば、定員が175名確保できると考えています。ただ、3点目の質問にも入りますが、来年度については、教室の問題だけではなく、そもそも入室希望児童数が市全体でどれ程になるのか、指導員の体制が確保できるのかということにもよりますので、教室が確保できたとしても、全体の申請状況を見極めて今後判断していくこととなります。

保護者：できるだけ前倒しで教室を確保していただきたいと思っています。今年度キッズスクエアを実施していただいて、待機児童の受け皿にはなりましたが、多目的室で2人の大人が児童2人を見ているという構図になっていたのも、できるだけ教室の確保をしていただけたらと思い御意見させていただきました。

よろしく願いいたします。

保護者：民間委託している育成室は、キッズスクエアを実施しないということですが、民間委託しても定員を超える児童数の申請があった場合どのような対応となるのでしょうか。

吹田市：待機児童を出さないためには、指導員の確保と教室の確保の両面が必要となります。民間委託となれば、委託事業者が責任を持って指導員を確保し、教室の確保については市で学校等と調整をすることになります。現在の推計では、4室運営で見込んでいますが、毎年児童推計を見直していますので、5室目が必要となった場合には、学校とも協議をしていきたいと考えています。

保護者：民間委託しても待機となった場合は、対応していただけるということですか。

吹田市：待機児童が出ないように事前に対応することです。教室確保については、基本的には学校に貸していただくこととなりますが、どうしてもない場合は、プレハブ棟を建築することもあります。津雲台育成室については、そこまでの急激な増加は見込んでいませんので、プレハブ棟の増築は考えていませんが、教室の増室が必要な見込みがあれば、待機児童が発生してから学校と協議するのではなく、事前に協議することになります。児童推計としては、5年先までを見込み、毎年状況を確認しています。学校で教室の調整がつかない場合にプレハブ棟を増築するケースがあると説明しましたが、実施する場合には、2年から3年の期間がかかりますので、5年見込めば、よほどのことがない限り対応ができると考えています。

保護者：まず、民間委託に関してではないですが、コロナ禍の際に学童を閉鎖するという対応も考えておられたかもしれませんが、できる限り開室していただきありがとうございました。本当に助かりました。

質問したいのは、先ほど保護者会がなくなる可能性もあるとお聞きしましたが、民間委託になって実際になくなった育成室はあるのでしょうか。

吹田市：現在委託している育成室が14か所ありますが、そのうちの約半分の育成室で保護者会がありません。また、今年度中に解散されるというところも、いくつかお聞きしています。

保護者：開室時間の延長等、社会的ニーズへの対応でサービスの向上に繋がっていると書かれてありましたが、実際に利用する子供たちに対してのメリットがいまいちわかりません。もちろん、待機児童が減るというメリットはあるかと思いますが、この民間委託によって得られる子供たちへの一番のメリットは何でしょうか。

吹田市：先ほども御説明させていただいたとおり、基本的に保育内容に変わりはありません。そのため、子供たちにメリットがあるかと言うと、そこに関しては変わりないと思っています。ただ、待機児童という観点からしますと、民間委託

に伴い、基本的に津雲台育成室に限っては待機児童が解消されると見込んでいますので、お子様だけでなく、保護者の皆様にとってもメリットになると考えています。

保護者：事業者選定の際に、例えば、無償で子供たちにこんなことができるシステムが整っていますよといった、メリットのある事業者を選定する可能性はありますか。また、そういったことを選考の基準とすることは考えられますか。

吹田市：事業者の選定に当たっては、事業者からの提案に対して、書類審査やプレゼンテーション・ヒアリングを通して業者を選定しますので、その提案内容が津雲台育成室に見合ったものかを特別委員の方々にも見ていただきたいですし、また、事業者選定後も保護者の皆様とお話された上で、こんな取組をしてはどうかといったところは事業者と一緒に決めていけたらと思っています。

保護者：現在の育成室の利用方法として、学校の長期休業期間中のみの利用ができませんが、民間委託になった場合は可能なのでしょうか。

吹田市：入室決定については、委託直営にかかわらず引き続き市で行いますので、長期休業期間中のみの利用については、民間委託後も通年での御利用を御案内させていただきます。

保護者：他市においては長期休業期間中のみの利用が可能な市もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

質問ですが、校区を越えて違う育成室を利用することはできるのでしょうか。

吹田市：当該小学校に在籍されている方、当該校区におられる方の御利用を基本としています。

保護者：1点目、事業者の選定はされると思いますが、実際に子供に接する職員の面談や履歴書の確認は市では行われないのですか。

2点目、Q&AのNo.14で1年で契約解除した事例があったとありますが、運営上大きな問題が起こった場合、市はどのように対応されるのでしょうか。年間3回の保護者アンケート等ありますが、1年も持たずに何か大きな問題があった時にすぐ対応していただけるかどうかをお聞きしたいです。

吹田市：1点目、業務委託となり、人材の確保も含めて事業者で責任を持って行うこととなりますので、職員の選考に関して市は関与しません。仕様書において、求める資格や経験年数は記載しており、勤務する職員については、従事者名簿等の提出を事業者に対して求めていますので、市でも適宜把握をしています。

2点目、Q&AのNo.14にあるように、事業者が運営できなくなった事例がありますが、原因としては、主に実務経験者が配置できなかったことであると考えています。そこについては、仕様書や選定基準の強化を行い、それ以降、同様の事例は起こっていませんので、一定解消されているものと認識しています。一時的に現場で発生したトラブルなどは、委託業務の範囲内として事業

者が対応することになりますが、何か問題が発生した場合には、市も保護者や事業者とコミュニケーションをとり、市として対応させていただきます。

保護者：委託事業者に何か問題があった場合、市に相談をすることができるのですか。

吹田市：まずは現場での対応となりますが、私どもも当然、民間委託したからといって事業者に丸投げするわけではなく、最終的な責任は市にあると考えていますので、事業者で解決に至らない場合は、市にお声を寄せていただければと思います。

保護者：1年で契約解除になった事例はその後どうなったのでしょうか。1年で契約解除になってすぐ直営に戻ったのか、事業者を再選定して、新しい事業者がすぐに運営するようになったのかお聞きしたいです。

吹田市：この事例で申し上げますと、契約解除した後は直営育成室で運営しています。

保護者：それは期間を空けずにすぐに対応していただけるということですか。

吹田市：基本的に育成室を閉めるということは考えていませんので、何らかの形で継続するような方法を考えています。

保護者：Q&AのNo.14の1年で契約解除になった事例があるということで、もし契約解除されて直営での運営に戻った場合、また待機児童の問題が出てくるのではないかと不安なのですが、どのように考えておられますか。

吹田市：まずは、そうならないように精一杯進めていきたいというのが大前提としてあります。もし直営になった場合は、その時の市全体の直営育成室の体制を踏まえての判断になります。先程も説明させていただいたように、この契約解除となった事例というのは、実務経験者の配置を仕様書で決めていなかったこともあり、その時に本来配置予定であった実務経験者が直前になって辞められ、未経験者だけの運営となり、なかなかクラス運営がうまくいきませんでした。当然、市の職員も現場を巡回して事業者への指導も繰り返して行いましたが、最終的に保護者の皆様ともお話をし、直営に戻すという対応をとることになりました。せっかく待機児童が解消されると思ったところで、また待機になってしまうと困るというお声もあると思います。その辺りは、こういうことにならないように、委託後は、職員が現場を巡回し、現場のフォローを行うなど運営を安定させるように努めます。極力、不安のないような対応をさせていただきたいということはお約束をさせていただきますので、万が一そのような状態になった時には、保護者の皆様とお話をさせていただいて、基本は直営に戻るということを説明しましたが、例えば、市内の別の事業者で、引き継ぐ事業者があればそういったことも含めて、お話しさせていただけたらと思います。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)